

制裁としての攻撃の正当性に関する幼児の認知

越中康治

(2004年9月30日受理)

Preschoolers' cognitions about justice of punitive aggression

Koji Etchu

The present study examined preschoolers' cognitions about justice of punitive aggression. In Study 1, 3- and 4-years-olds were presented with picture stories depicting either the character's punitive aggressive behavior or assertive behavior for correcting other's transgression. Following each story, participants were asked; (1) to judge whether each behavior was effective in correcting transgression or not; (2) to rate each behavior in terms of relative goodness. The results indicated that 3-years-olds justified punitive aggressive behavior to some degree regardless of effectiveness, while 4-years-olds justified punitive aggressive behavior only when it seemed effective. In Study 2, 4-years-olds discussed about justice of punitive aggression. The results indicated that participants who believe punitive aggression being effective justified it consistently, while most participants argued that justice of punitive aggression changed with situations. Preschoolers' cognitions about justice of punitive aggressive behavior would be strongly influenced by beliefs about effectiveness of punitive aggression.

Key words : punitive aggression, justice, preschoolers

キーワード：制裁としての攻撃、正当性、幼児

道徳的判断に関してPiagetやKohlbergは、幼い子どもが権威志向的（規則や規範を厳守する）であると指摘した。こうした指摘に対してTurielは、幼い子どもでも社会的ルールの内容とルールが適用される文脈の双方に敏感であり、それらを考慮して道徳的判断を行うと主張している（レビューとしてHelwig & Turiel, 2002参照）。

Turiel (1983) の社会的領域理論によれば、道徳的な判断や行動の基盤となる社会的認知は、道徳、慣習、個人という互いに独立した3つの思考領域から構成される。社会的領域理論に基づく子どもの道徳的判断に関する研究では、3つの領域の内、道徳と慣習の2つの領域に注目するアプローチ (domain approach) が主流となっている (Helwig & Turiel, 2002)。マナー違反に代表される慣習領域の違背行為は、社会的文脈や規則によっては、必ずしも悪いことであるとは判断されない。一方で、叩く、盗むなどの行為に代表される道徳領域の違背行為は、社会的文脈や規則にかかわらず悪いと判断される。

道徳領域の違背行為の典型である攻撃行動を悪いこととする理解は発達の早い段階から認められる (Smetana, 1981; Smetana & Braeges, 1990)。保育園児を対象として調査研究を行ったSmetana (1981) は、2歳半ほどの年少児でも、保育園にルールがあるかないかにかかわらず、道徳領域の違背行為（叩くなど）を慣習領域の違背行為（先生をファーストネームで呼ぶなど）よりも悪いことであると判断することを指摘している。それでも、3歳頃までは、社会的文脈において「道徳領域の違背行為が慣習領域の違背行為よりも悪いと判断されそうである」と判断しているに過ぎないが、3歳の終わり頃には権威から独立した、道徳領域の思考からの判断を行うようになる (Smetana & Braeges, 1990)。

このことを証明する研究として、Zelazo, Helwig, & Lau (1996) の研究がある。Zelazo et al. (1996) は、3～5歳児に、普通のペット（かわいがられると喜び、叩かれると傷つく）と普通でないペット（かわいがられると傷つき、叩かれると喜ぶ）について、「か

わいがるのはよいことか?」「叩くのはよいことか?」を質問している。結果、3歳児は実験課題を十分に理解できなかつたが、4歳以降は、行為が相手(ペット)に及ぼす影響を考慮して道徳的判断を行つた。なお、精神的苦痛についても、Helwig, Zelazo, & Wilson (2001) から同様の結果が見出されている。

これらの研究から、幼児は、4歳までは、人を叩くなどの攻撃行動に関して、権威者から罰せられるから悪いという判断から脱し、他者を傷つけるから悪いという判断を下すことが可能となるといえる。幼児を対象とした道徳的判断の研究においては、Smetana (1981) 以降一貫して、4歳までは、道徳領域の違背行為と慣習領域の違背行為とを区別し、道徳領域の違背行為である攻撃行動を、社会的文脈や規則にかかわらず悪いことであると判断することが指摘されている(Helwig & Turiel, 2002)。

しかしながら、高井(2004)は、従来の道徳的判断に関する研究において、違背の深刻さなどの要因が積極的に検討されてこなかつたことを指摘し、道徳領域の違背行為と慣習領域の違背行為との違いを自明のものとすることに疑問を呈している。また、攻撃行動及び攻撃行動に関する認知の発達的研究においても、従来の研究では、攻撃行動が示されるに至るまでの社会的文脈(どのような出来事が攻撃行動を導いたかなど)について検討がなされてこなかつたことが指摘されており、今後の研究課題としての重要性が指摘されている(Underwood, 2002)。

社会心理学の分野においては、攻撃行動の社会的文脈についての検討がなされている。攻撃行動が正当化されやすい文脈の典型として、違反者や加害者に対する制裁を目的としていた場合が挙げられている(大渕, 1987)。大渕(1993)は、他者の不正を知覚すると、自分が直接被害を受けていなくても怒りが生じ、その怒りが不正行為を矯正し社会的公正を回復することなどを目的とした制裁(punishment)としての攻撃の実行を動機づけるとしている。

制裁としての攻撃は、制裁を受けた違反者や加害者に対して苦痛をもたらす一方で、違反者や加害者から直接的、間接的に害を被った被害者や遵法者に利益をもたらす可能性もある行為であると考えられる。公平回復(違反者に制裁を加えることによって違反者との間に公平を回復する)や特殊抑止(違反者の違反行為に対する動機づけを低減させる)等の社会的機能を有する(大渕, 2000)故に、制裁としての攻撃は、攻撃行動であるにもかかわらず正当化されやすいものと考えられる。

それでは、制裁としての攻撃の社会的機能に関する

理解や制裁としての攻撃の正当化は、幼児期においても認められるのであろうか。この問題を取り扱った研究として、越中(2003)及び越中(投稿中)がある。越中(2003)では、4, 5歳児を対象として、対象児自らが攻撃被害を受けた際、第三者が加害者を叩くことによって制裁を加えた場合にどのような気持ちになるか(嬉しいか、悲しいか)を調査している。結果として、幼児は、特に加害者に悪意があった場合に、制裁としての攻撃によって「嬉しくなる」と回答する傾向にあった。また、越中(投稿中)では、4, 5歳児を対象として、攻撃行動が示されるに至るまでの社会的文脈と攻撃行動に対する道徳的判断との関連を検討している。攻撃行動を、社会的文脈から、①挑発的攻撃(自ら相手に仕掛ける利己的な攻撃)、②報復的攻撃(相手の挑発に対する仕返しとしての攻撃)、③制裁としての攻撃(害を被った者に代わって制裁を加える利他的な攻撃)にタイプ分けして、それぞれについて幼児に道徳的判断を求めた。結果として、挑発的攻撃が明らかに悪いことであると判断されたのに対し、報復的攻撃及び制裁としての攻撃はよいとも悪いともいえないと判断されていた。また、幼児は、挑発的攻撃及び報復的攻撃に関しては、日常、自ら示すことはないと報告したのに対し、制裁としての攻撃に関しては示すことがあると回答する傾向にあった。

4, 5歳児は、傷つけられた感情が制裁としての攻撃によって癒されると認知する傾向にある。すなわち、公平回復機能に一定の理解を示しているといえる。また、攻撃行動の社会的文脈を考慮して制裁としての攻撃をある程度正当化する傾向にある。しかしながら、幼児の制裁としての攻撃に関する認知については、検討すべき問題が多く残されている。本研究では、主として、そのうちの3点に焦点を当てる。第1に特殊抑止機能に関する認知の問題、第2に発達的変化の問題、第3に何故制裁としての攻撃が正当化されるかという問題である。研究1では主に第1と第2の問題を、研究2では第3の問題を取り扱う。

研究1

研究1では、第1に特殊抑止機能に関する認知の問題を取り扱う。これまで実証的研究はなかつたものの、制裁としての攻撃の様々な社会的機能のうち、公平回復機能と特殊抑止機能に関しては、幼児期から理解が示されるものと考えられてきた(畠山・畠山・山崎, 2002)。越中(2003)から、幼児が公平回復機能に一定の理解を示していることが明らかとなつたが、特殊抑止機能に関しては検討がなされていない。

他者が示す道徳領域、慣習領域の違背行為を矯正する手段としては、領域一致の理由づけに基づく主張（首藤・二宮、2003）を行うことが有効であり妥当であると考えられる。それでは、その代わりに制裁としての攻撃を加えることについて、幼児はどのように認知するのであろうか。幼児は違背行為を矯正する上で、制裁としての攻撃を加えることが有効な方略であると認知するのであろうか。また、幼児は違背行為を矯正するために制裁としての攻撃を示してもよいと判断するのであろうか。本研究では、この問題について実験的に検討を行う。なお、研究1では、制裁の手段として、身体的攻撃と関係性攻撃とを取り扱う。

第2に、研究1では、発達的変化の問題を取り扱う。制裁としての攻撃に関する認知を取り扱ったこれまでの研究は、4歳以上の幼児を対象としてきた。そして、社会的領域理論に基づく道徳判断の研究において、道徳領域の思考から攻撃行動を悪いことであると判断するとされる4歳以上の幼児が、制裁としての攻撃を正当化する傾向が見出されてきた。何故正当化するかという問題に関しては、2つの解釈が成り立つ。第1に、4歳以上の幼児は、権威から独立し、行為が相手に及ぼす影響を考慮して道徳的判断を行う故に、他者を攻撃することが罰せられる行為であるとしても、遵法者や被害者に利益をもたらすことができるのであれば正当な行為であると判断する。第2に、4歳以上の幼児は、攻撃行動を慣習領域から思考し、社会的文脈に応じた判断を行う。

いずれにせよ、4歳以降では正当化が認められるが、それ以前ではどうであろうか。これまでの研究から、3歳までは権威志向的であり、叩くという攻撃行動に関しては、相手に及ぼす影響を考慮せず、紋切り型に悪いことであると判断することが考えられる。制裁としての攻撃に関しても、遵法者や被害者については考慮されず、攻撃行動である故に悪いと判断される可能性がある。一方で、制裁としての攻撃が正当化される可能性もある。権威志向的に「違背行為は罰せられる」と認知しているのならば、違反者に対しては制裁を加えるべきであると判断する可能性もある。4歳児（年中児）と比較して、3歳児（年少児）は制裁としての攻撃に対していかなる判断を下すのであろうか。また、特殊抑止機能に関する認知は、発達的にどのような変化を見せるのであろうか。

方法

参加者 参加者は著者が保育士として勤務する保育園に在籍する年少児13名（男児7名、女児6名：平均月齢45.5ヶ月、月齢範囲41ヶ月から50ヶ月）、年中

児11名（男児6名、女児5名：平均月齢58.6ヶ月、月齢範囲53ヶ月から64ヶ月）であった。

材料 主人公（違反者）が違背行為を示す場面を提示するための紙芝居と、違背行為を矯正するための方略を提示するためのカードを作成した。違反者が違背行為を示す場面を提示するための紙芝居は4種類作成した。首藤・二宮（2003）を参考に、道徳領域の違背行為として「(1) 身体的苦痛」（身体的攻撃：叩く）及び「(2) 精神的苦痛」（関係性攻撃：仲間はずれ）の2場面、慣習領域の違背行為として「(3) 生活習慣」（食事場面における違背行為：食べ歩き）及び「(4) 社会秩序」（園の決まりの違反：整理整頓をしない）の2場面、計4場面を提示するための紙芝居を作成した。次に、違背行為を矯正するための方略を提示するためのカード（B6サイズ）を作成した。「①領域一致の理由づけに基づく主張（以下、主張）」「②身体的攻撃による制裁（身体）」「③関係性攻撃による制裁（関係）」の3つを提示するためのカードを、(1)～(4)の4場面それぞれについて作成した。内容は以下の通りである。

(1) **身体的苦痛場面** 保育園に、タロウくん（女児ではハナコちゃん）という新しいお友達がやってきました。でも、このタロウくんは、いつも、何にも悪いことをしていないお友達のことを叩いて泣かせます。みんながやめてと言ってもぜんぜん言うことを聞いてくれません。保育園のお友達はみんな、叩かれるのでいやだなあと思っています。

①主張：「お友達に意地悪したらかわいそうだからやめて」と言う。

②身体：「お友達に意地悪しないで」と言って叩く。

③関係：「お友達に意地悪するなら、もう一緒に遊んであげないよ」と言う。

(2) **精神的苦痛場面** 保育園に、ジロウくん（マサコちゃん）という新しいお友達がやってきました。でも、このジロウくんは、いつも、何にも悪いことをしていないお友達に「仲間に寄せてあげん」などと意地悪を言います。みんながやめてと言ってもぜんぜん言うことを聞いてくれません。保育園のお友達はみんな、仲良く遊びたいと思っているので、いやだなあと思っています。

①主張：「お友達に意地悪したらかわいそうだからやめて」と言う。

②身体：「お友達に意地悪しないで」と言って叩く。

③関係：「お友達に意地悪するなら、もう一緒に遊んであげないよ」と言う。

(3) **生活習慣場面** 保育園に、サブロウくん（ヨシコちゃん）という新しいお友達がやってきました。

でも、このサブロウくんは、いつも、おやつの時間に一人だけ席をたって、歩きながらおやつを食べたりします。みんながやめてと言つてもぜんぜん言うことを聞いてくれません。みんなは、ちゃんと座つて食べているのに、一人だけふざけているので、保育園のお友達は、いやだなあと思っています。

①主張：「お行儀悪いから、ちゃんと座つて食べて」と言う。

②身体：「ちゃんと座つて食べて」と言って叩く。

③関係：「ちゃんと座つて食べないんだったら、もう一緒に遊んであげないよ」と言う。

(4) 社会秩序場面 保育園に、シロウくん（セツコちゃん）という新しいお友達がやっていました。でも、このシロウくんは、いつも、お片づけの時間になつても、一人だけおもちゃを散らかして遊んでばかりいます。みんながちゃんとお片づけしてと言つてもぜんぜん言うことを聞いてくれません。保育園のお友達はみんな、お片づけをしてくれないので、いやだなあと思っています。

①主張：「お片づけの時間だから、ちゃんとお片づけして」と言う。

②身体：「ちゃんとお片づけして」と言って叩く。

③関係：「ちゃんとお片づけしないんだったら、もう一緒に遊んであげないよ」と言う。

手続き 実験は幼稚園の一室において個別に面接方式で実施した。まず、参加者に、(1)～(4)の各場面を提示した。場面の提示後、①～③の各方略の行動矯正効果を評定させた。具体的には、どうしたら主人公の違背行為を矯正することができるかと一緒に考えてみようと語りかけ、主人公の違背行為を矯正するための方略として①～③の3つを提示し、各方略によって矯正することができると思うか否かを回答するよう求めた。矯正できる（効果あり）と回答した場合には1点、矯正できない（効果なし）と回答した場合には0点を与えた。3つの方略について行動矯正効果を評定させた後、Goldstein, Tisak, & Boxer (2002) を参考にして、各方略の相対的な善悪を評定させた。具体的には、こういうときにはどうするのが1番（2番目に）よいと思うかを質問した。3つの方略の中で最もよいもの、2番目によいものを選択させ、最もよいとされた方略に3点、2番目によいとされた方略に2点、選択されなかつた方略に1点を配点した。さらに、参加者が最もよいとする方略を実行したにもかかわらず主人公の違背行為が矯正されなかつたという状況を提示して、上述の手続きで、行動矯正効果の評定と善悪の評定を再度行った。各場面における2度の評定の得点を合計し、さらに、領域毎に得点を合計した。

結果

行動矯正効果の評定 各方略の行動矯正効果の評定における平均値（範囲：常に効果あり4点～常に効果なし0点）及び標準偏差をTable 1に示す。年齢×性×領域×方略（主張、身体、関係）の4要因分散分析の結果、年齢の主効果が有意であった ($F(1,20)=6.76, p<.05$)。年中児 ($M=2.11$) よりも年少児 ($M=3.10$) が主人公の違背行為を矯正できるとした。さらに、年齢×領域の交互作用に有意傾向が見られた ($F(1,20)=3.25, p<.09$)。単純主効果の検定の結果、慣習領域における年齢の効果が有意であり ($F(1,40)=9.39, p<.005$)、道徳領域における年齢の効果に有意傾向が見られた ($F(1,40)=3.29, p<.08$)。年中児 ($M=1.94$) よりも年少児 ($M=3.18$) が、慣習領域の違背行為を矯正できると回答していた。道徳領域の違背行為についても、年中児 ($M=2.27$) より年少児 ($M=3.03$) が、矯正できると回答する傾向にあった。しかしながら、方略の要因の効果は認められなかった。

Table 1 行動矯正効果の評定における平均値

	年少児				年中児			
	男児		女児		男児		女児	
	道徳	慣習	道徳	慣習	道徳	慣習	道徳	慣習
主張	3.57 (0.73)	3.29 (0.70)	2.50 (1.12)	3.17 (0.69)	2.17 (1.68)	2.33 (1.37)	2.80 (1.17)	2.80 (1.60)
	2.86 (1.36)	2.86 (1.55)	3.00 (1.16)	3.00 (0.82)	2.67 (1.37)	1.67 (1.70)	2.20 (1.17)	1.80 (1.33)
身体	3.00 (1.07)	3.29 (1.16)	3.17 (0.76)	3.50 (0.76)	1.67 (1.70)	1.67 (1.70)	2.20 (1.37)	1.40 (0.98)
	1.07 (1.07)	1.16 (1.07)	1.07 (0.76)	1.07 (0.76)	1.07 (1.70)	1.07 (1.70)	1.07 (1.37)	1.02 (0.98)

()内はSD

善悪の評定 各方略の善悪の評定における平均値（範囲：常に最もよい12点～常に最も悪い4点）及び標準偏差をTable 2に示す。制裁に対する規範意識に焦点を当て、年齢×性×領域×方略（身体、関係）の4要因分散分析を行った結果、年齢×性の交互作用が有意であった ($F(1,20)=7.19, p<.05$)。単純主効果の検定の結果、年少児における性の効果 ($F(1,20)=6.93, p<.05$)、女児における年齢の効果 ($F(1,20)=6.80, p<.05$) が有意であった。年少男児 ($M=7.04$) 及び

Table 2 善悪の評定における平均値

	年少児				年中児			
	男児		女児		男児		女児	
	道徳	慣習	道徳	慣習	道徳	慣習	道徳	慣習
主張	9.86 (1.96)	10.00 (1.31)	6.67 (1.37)	6.83 (1.07)	8.67 (2.87)	8.33 (2.93)	10.20 (2.23)	9.60 (2.25)
	6.29 (1.28)	6.71 (1.49)	9.00 (0.82)	7.33 (2.13)	7.83 (3.39)	7.83 (3.29)	5.60 (1.86)	6.60 (2.50)
身体	7.86 (1.25)	7.29 (0.88)	8.33 (1.70)	9.83 (1.95)	7.50 (1.71)	7.83 (2.19)	8.20 (0.75)	7.80 (1.33)
	1.07 (1.07)	1.16 (1.07)	1.07 (0.76)	1.07 (0.76)	1.07 (1.70)	1.07 (1.70)	1.07 (1.37)	1.02 (0.98)

()内はSD

年中女児 ($M=7.06$) よりも年少女児 ($M=8.63$) が、制裁としての攻撃を示すことをよいことと判断していた。

考 察

まず、行動矯正効果の評定得点からは、方略にかかわらず、年中児よりも年少児が主人公の違背行為を矯正できることと判断していることが明らかとなった。実験場面において幼児に向社会的な方略を生成させ、その有効性を評価させた越中(2002)においても、生成された方略にかかわらず、幼い者ほど有効であると評価する傾向にあった。本研究における発達差も同様に、年少児が自らの行動の影響力を過大評価するのに対し、年中児がより現実的で慎重な判断を下したために生じたものと考えられる。

また、年中児は年少児よりも、特に慣習領域の違背行為を矯正することが困難であると判断していた。この結果は、幼児が4歳(年中児)頃までには、道徳領域の違背行為は普遍的に悪く、すべきでない行為であるのに対し、慣習領域の行為は社会的文脈に相対的なものであるということを認識するようになる(Helwig & Turiel, 2002)ことと関連するものと考えられる。

全体として、制裁としての攻撃は、違背行為を矯正する上で、主張を行うのと同程度に有効であると評価されていた。制裁としての攻撃の特殊抑止機能に関して、幼児は一定の理解を示しているといえる。

次に、善惡の評定に関して、特に年少女児が制裁としての攻撃を示すことをよいことと判断することが明らかとなった。Table 2に示した平均値から見る限り、年少女児は、主張よりも制裁をよいことであると判断していた。一般に、社会的問題解決場面において、幼児に攻撃的な方略(仕返しをする)と主張的な方略(やめてと言う)の双方を提示した場合、社会的に望ましい方向へのバイアスがかかり、主張的な方略が選択される傾向が強まる(片岡, 1996)。それにもかかわらず、年少女児が、主張的な方略よりも制裁としての攻撃を示すべきであると判断していた点は興味深い。

年少児は、攻撃行動に対して、紋切り型に、権威者から罰せられるから悪いという判断を下すとされる。それにもかかわらず、年少女児において正当化されたのは、違反者は罰せられるべきという思考が働いたためであろう。行動矯正効果の評定と善惡の評定との関係を検討するため、年齢別、方略毎に相關係数を算出した結果、年中児の「身体的攻撃による制裁」においてのみ正の相関が見られた($r=.65, p<.05$)。年中児は特殊抑止機能を肯定的に認知したときに制裁を肯定する。一方で、年少児ではこうした関連は見られない。

かつた。このことは、制裁としての攻撃を正当化した年少児は、特殊抑止機能を考慮せずに、悪いことをした者は罰せられるべきであるという紋切り型の思考をしていてことの裏付けとなるのではないだろうか。これに対して、年中児は、制裁としての攻撃がもたらす影響(特殊抑止機能)を考慮して正当化を行うのである。

しかしながら、研究1では、年中児だけでなく年少児も対象としたため、実験が難しくならないよう評定のみを求め、理由づけを求めるることはしなかった。それ故、何故制裁としての攻撃が正当化されるかという問題は十分に検証できていない。研究2では、何故制裁としての攻撃が正当化されるかという第3の問題について、年中児のみを対象として、より詳細な検討を行う。

研究2

違背行為を矯正するために制裁としての攻撃をすべきか否かという問題は、一種の道徳的ジレンマ(相反する主張、見解が認められる状況)である。「懲らしめるために攻撃を加えることは有効である」「攻撃を加えることは逆効果である」「いかなる理由からも攻撃を加えるべきではない」など様々な判断がなされる可能性がある。制裁としての攻撃は何故正当化できるのか、何故正当化できないのかについて、幼児がどのような理由づけを行うかを探るために、年中児を対象として話し合いを行った。

方 法

参加者 研究1の参加者のうち、年中児8名(男女各4名: 平均月齢61ヶ月、月齢範囲55ヶ月~66ヶ月)が話し合いに参加した。

材料 仮想のジレンマを提示するために、研究1で使用した(1)身体的苦痛場面の紙芝居と、(2)身体的攻撃による制裁によって違背行為を矯正するという方略を提示するためのカードを使用した。

手続き 男女別に仮想のジレンマについて話し合いを行った。話し合いに際して、材料を使用して仮想のジレンマの提示を行った。主人公(男児ではタロウくん、女児ではハナコちゃん)が、いつもクラスのお友達のことを叩いて泣かせているという場面を提示した。その上で、「お友達に意地悪しないで」と言って主人公を叩いたら主人公が意地悪しなくなるか否か、さらに、叩くことがよいことか否か、拳手により回答を求めた。その後、この問題に関して、自由な意見及び理由づけを求めた。De Vries & Zan(1994)の「社会・道徳的な話し合い」を参考にして、以下の点に留

意した。(①意見の相違が無理なく見つけられるような問題を選ぶ。②子どもにジレンマのあるお話を何度も読み聞かせる。③子どもがお話の中のあらゆる視点を認識するよう援助する。④自由に答えられる質問をする。⑤保育者が繰り返し言うことによって、子どもたちが自分たちの考えを明確にできるよう援助する。⑥あらゆる意見と立場を受け入れる)。なお、参加者たちは、園で日常、いかなる理由があっても人を叩いてはいけないと指導されている。話し合いには、雑談を含め、男女各30分程度を要した。

補足的に、研究1の(1)身体的苦痛場面における②身体的攻撃による制裁についての参加者の評価を記す。各参加者の行動矯正効果の評定得点(範囲:常に効果あり2点~常に効果なし0点)と善悪の評定得点(範囲:常に最もよい6点~常に最も悪い2点)は以下の通りである。

- ・ユウト: 行動矯正効果2点、善悪の評価6点
- ・アキオ: 行動矯正効果2点、善悪の評価6点
- ・マサシ: 行動矯正効果1点、善悪の評価4点
- ・シュン: 行動矯正効果1点、善悪の評価4点
- ・ユウコ: 行動矯正効果1点、善悪の評価5点
- ・マユミ: 行動矯正効果1点、善悪の評価2点
- ・ナナコ: 行動矯正効果2点、善悪の評価2点
- ・ミドリ: 行動矯正効果2点、善悪の評価2点

結果

男児の話し合い

(1) 挙手による回答 話し合い前の挙手による回答において、制裁としての攻撃を肯定していたのはユウト、アキオ、マサシの3名、否定していたのはシュン1名であった。

(2) 話し合いの内容 話し合いの流れ及び幼児の主要な発言を以下に記す。幼児及び著者の発言を「」内に記した。また、幼児の発言の補足等を()内に記した。

著 者: ユウト、アキオ、マサシに「叩くのはどうしてよいことなの?」

ユウト: 「自分がね、どれだけ痛いかを、確かめる」

アキオ: 「叩いたらね、タロウくんやめると思うけん」

ユウト: 「叩くのはしようがないかもね」

著 者: シュンに「叩くのはどうして悪いことなの?」

シュン: 「(タロウくんが)かわいそうじゃけん…」

著 者: 「確かに叩いたらかわいそうかもしれないね。でも、みんなは叩いた方がいいと思うの?」

ユウト: 「んー、悪いことするけん」

著 者: 「悪いことしたら、叩いてもいいの?」

アキオ: 「ダメ」

ユウト: 「やり返すしかない」

アキオ: 「…3回やり返すしかない」

マサシ: 「(やり返さなかったらタロウくんが)バッチンするかもしれません」

著 者: 「タロウくんがお友達のこと叩くのはいけないんだよね? みんながタロウくんを叩くのはいいの?」

ユウト: 「いいこと!」

アキオ: 「わるいこと!」

著 者: 「どうして?」

アキオ: 「だってね、やめてって言ったらね、やめてくれると思うもん」

ユウト: 「○○ちゃん(保育補助者)に知らせるしかない…」

著 者: 「マサシくんはどう思う?」

マサシ: 「もう1回ゴチンする」

著 者: 「やっぱりタロウくんを叩いた方がいいのかな?」

シュン: 「ダメです」

ユウト: 「ダメだよやっぱり」

アキオ: 「叩いたら越中くん(著者)とかに怒られる」

ユウト: 「もし叩いたら、あっちからも叩かれちゃう」

著 者: 「そういえば、アンパンマンって、悪いことしたバイキンマンにアンパンチするよね。みんなもアンパンマンみたいに叩いていいのかな?」

シュン: 「(ダメ)またやり返すから」

マサシ: 「だって、やめてくれるかもしれませんけん」

ユウト: 「叩いた方が機嫌直すかもしれない」

シュン: 「だってね、叩いてもしようがないから…」

ユウト: 「ダメ。ダメだけどしようがない」

アキオ: 「叩いたらダメじゃけんね、みんな泣くけんね、やめたほうがいい」

女児の話し合い

(1) 挙手による回答 話し合い前の挙手による回答において、制裁としての攻撃を肯定していたのはユウコ1名、否定していたのはマユミ、ナナコ、ミドリの3名であった。

(2) 話し合いの内容 話し合いの流れ及び幼児の主要な発言を以下に記す。

著 者: ユウコに「叩くのはどうしてよいことなの?」

ユウコ: 「痛いから…」

著 者: マユミ、ナナコ、ミドリに「叩くのはどうして悪いことなの?」

ナナコ：「だって、 叩いたんだもん」

マユミ：「えっとねー、 叩いたけん…」

ミドリ：「…」

著 者：「そういうえば、 アンパンマンって、 悪いことしたバイキンマンにアンパンチするよね。みんなもアンパンマンみたいに叩いていいのかな？」

ユウコ：「いいことだと思う。悪いことするけん」

マユミ：「だって、 もう叩かないようにせんといけんけえ、 叩いたらやめるかも知れんけん」

ナナコ、 ミドリ：首を傾げる。意見を求めるが発言せず。

マユミ：ナナコとミドリを気にしている様子。「あと、もう1つあるんじや。えっとね、 叩いたらダメ。人も痛いけん」

著 者：「やっぱり叩かない方がいいのかな？」

ユウコ：「叩いたけんね、 やり返した方が…。(著者：「いいの？ どうして？」) 意地悪せんようになる」

著 者：「マユミちゃんはどう思う？」

マユミ：「んー、 自分も叩かれたくないから…」

著 者：「ナナコちゃん、 ミドリちゃんはどう思う？」

ミドリ：「…。首を傾げる。

ナナコ：「グーでやつたら(いけない)…」

マユミ：「パーはいいけどね」

ユウコ：「やさしくやつたほうがいい」

著 者：「やっぱりハナコちゃんを叩いた方がいいのかな？」

マユミ：「叩いたら、 みんなハナコちゃんのこと大嫌いになるけん、 叩かん方がいいって(教える)」

ユウコ：「(でも) 話、 聞いとらんかったらね、 叩く」

著 者：「話を聞かなかつたら叩いてもいいの？ 本当？」

マユミ：「ほんまよ」

ユウコ、 ミドリ：同意して頷く。

ナナコ：首を傾げる。意見を求めるが発言せず。

著 者：「やっぱりハナコちゃんを叩いた方がいいのかな？」

ユウコ：「すごい勢いで叩いたらいけん」

マユミ：「んー、 1歳さんとか2歳さんがね、 真似するかも知れんけん(よくない)」

ユウコ、 ナナコ、 ミドリ：頷き同意する。

著 者：「叩くのはいけないことかな？」

マユミ：「ほんまはいけんよ」

著 者：「いいときもあるの？ (マユミ：「うん」) どうして？」

マユミ：「だって、 ハナコちゃん、 本当は自分で(自

分のことを) 叩くかも知れんけん」

考 察

男女ともに、 話し合いの序盤の意見は、 研究1の実験場面における反応を反映するものであった。男児では、 序盤、 アキオ、 ユウト、 マサシら、 制裁としての攻撃を肯定する者が優勢であり、 違反者に対する制裁の特殊抑止機能を肯定的に評価する発言が多く見られた。それに対して、 シュンが、 道徳領域の思考から、 制裁を受けた違反者の苦痛を考慮して「かわいそう」だからよくないと反論した。これを受け、 アキオとユウトの意見は変化を見せた。「保育者に知らせる、 主張するなどの代替法を用いるべきかもしれない」「叩いたら報復されるかもしれない」「保育者に怒られるかもしれない」などの理由から、 制裁としての攻撃にやや否定的となつた。一方、 マサシは、 一貫して、「叩いたらやめてくれる」と特殊抑止機能が有効であることを主張し、 制裁を加えるべきであるとした。最終的に、 ユウトは「叩くのはしょうがない」と判断し、 アキオは「みんな泣くことになるからやめたほうがよい」と判断した。

一方、 女児では、 序盤、 制裁としての攻撃を否定する者が優勢であったが、 話し合いは活発なものとならなかつた。ナナコとミドリは、 制裁としての攻撃を悪いことと認識しているものの、 明確な理由づけができなかつた。これに対して、 ユウコは「悪いことをしたから叩かれるべきである」との意見を表明した。これを受けて、 当初は制裁に否定的であったマユミが、 特殊抑止機能の有効性について言及し、 制裁にやや肯定的となつた。その後は、 マユミを中心として話し合いが進んだ。発言は少ないものの制裁を肯定しないナナコ、 ミドリと、 一貫して肯定し続けるユウコの間に挟まれ、 マユミは、 様々な状況要因について言及し、 制裁を肯定したり否定したりした。制裁を肯定する理由としては、 男児の場合と同様「主張によってやめさせるほうがよい」「叩いたら報復されるかもしれない」などの発言があつた。また、「小さい子が真似するといけない」という発言もあつた。一方、「軽く打つたら叩いてもいい」「やめるように言っても相手が聞かなかつたら叩いてもいい」などと、 制裁を肯定する発言も見られた。

研究2から、 特に制裁としての攻撃が特殊抑止機能を有すると判断する者は、 一貫して、 制裁としての攻撃をよいこと、 やむをえないことと主張する傾向にあることが明らかとなつた。罰を加えることが有効であるという信念が、 制裁の正当化に結びつくのであろう。しかしながら、 制裁としての攻撃が正当であるか

否かは、幼児にとって、実に複雑な問題であるといえる。男女ともに、話し合いの中で、主張や考え方を貫いていた者はほとんどいなかった。制裁としての攻撃に対する幼児の道徳的判断は、様々な状況要因に左右されるものと考えられる。

総合考察

本研究から、特殊抑止機能が有効であると判断する者ほど、制裁を正当化することが明らかとなった。特に研究2において、こうした傾向は、保護者との面談によって、過去にしつけとして体罰を用いていたことが確認されている家庭の子どもに強く認められた。攻撃を許容しない道徳性を培う上では、家庭・園において攻撃行動が問題解決を行う上で有効な手段でないことを幼児に伝え、大人も自ら実践することが重要であると考えられる。

攻撃行動に対する幼児の道徳的判断が様々な状況要因に左右されるという結果は、日本の幼児が、攻撃行動を慣習領域の行為（行為自体が善悪を規定する性質を持たない）としてとらえていることを指摘した先行研究 (Killen & Sueyoshi, 1995) と一致する。幼児が攻撃の社会的文脈をどのように認知して正当化するのかを探ることが、攻撃を抑制する上で重要であると考えられる。

引用文献

- De Vries, R., & Zan, B. 1994 *Moral classrooms, moral children: Creating a constructivist atmosphere in early education.* NY: Teachers College Press.
- 越中康治 2002 他児が泣いている場面における幼児の向社会的判断 広島大学心理学研究, 2, 159-169.
- 越中康治 2003 制裁としての攻撃が幼児の感情に及ぼす影響—幼児の年齢、性別及び攻撃性の効果— 日本教育心理学会第45回総会発表論文集, 115.
- 越中康治 投稿中 仮想場面における挑発、報復、制裁としての攻撃に対する幼児の道徳的判断 教育心理学研究
- Goldstein, S. E., Tisak, M. S., & Boxer, P. 2002 Preschoolers' normative and prescriptive judgments about relational and overt aggression. *Early Education and Development*, 13, 23-39.
- 畠山美穂・畠山 寛・山崎 晃 2002 幼児期及び児童期の攻撃行動と仲間関係に関する研究 幼年教

- 育研究年報（広島大学教育学部附属幼年教育研究施設）, 24, 111-117.
- Helwig, C. C., & Turiel, E. 2002 Children's social and moral reasoning. In P. K. Smith & C. H. Hart (Eds.), *Blackwell handbook of childhood social development*. Malden, MA: Blackwell. Pp. 475-490.
- Helwig, C. C., Zelazo, P., & Wilson, M. 2001 Children's judgments of psychological harm in normal and noncanonical situations. *Child Development*, 72, 66-81.
- 片岡美菜子 1996 攻撃幼児の敵意帰属に及ぼすエピソード情報の効果 幼年教育研究（広島大学教育学部附属幼年教育研究施設）, 18, 87-94.
- Killen, M., & Sueyoshi, L. 1995 Conflict resolution in Japanese social interactions. *Early Education and Development*, 6, 317-334.
- 大渕憲一 1987 攻撃の動機と対人機能 心理学研究, 58, 113-124.
- 大渕憲一 1993 人を傷つける心—攻撃性の社会心理学— サイエンス社
- 大渕憲一 2000 攻撃と暴力—なぜ人は傷つけるのか— 丸善ライブラリー
- 首藤敏元・二宮克美 2003 子どもの道徳的自律の発達 風間書房
- Smetana, J. G. 1981 Preschool children's conception of moral and social rules. *Child Development*, 52, 1333-1336.
- Smetana, J. G., & Braeges, J. L. 1990 The development of toddler's moral and conventional judgments. *Merrill-Palmer Quarterly*, 36, 329-346.
- 高井弘弥 2004 道徳的違反と慣習的違反における罪悪感と恥の理解の分化過程 発達心理学研究, 15, 2-12.
- Turiel, E. 1983 *The development of social knowledge: Morality and convention.* Cambridge, England: Cambridge University Press.
- Underwood, M. K. 2002 Sticks and stones and social exclusion: Aggression among girls and boys. In P. K. Smith & C. H. Hart (Eds.), *Blackwell handbook of childhood social development*. Malden, MA: Blackwell. Pp. 533-548.
- Zelazo, P. D., Helwig, C. C., & Lau, A. 1996 Intention, act, and outcome in behavioral prediction and moral judgment. *Child Development*, 67, 2478-2492.

（主任指導教員 前田健一）